

## 庄原市介護予防・生活支援サービス事業について

### 1. サービス事業の内容

庄原市では、次の第1号事業（以下「サービス事業」という。）を行います。

（事業の名称を整理）

#### （1）第1号訪問事業

- ア 介護予防訪問サービス（類型：現行相当サービス）
- イ 生活援助訪問サービス（類型：訪問型サービスA[基準緩和型]）

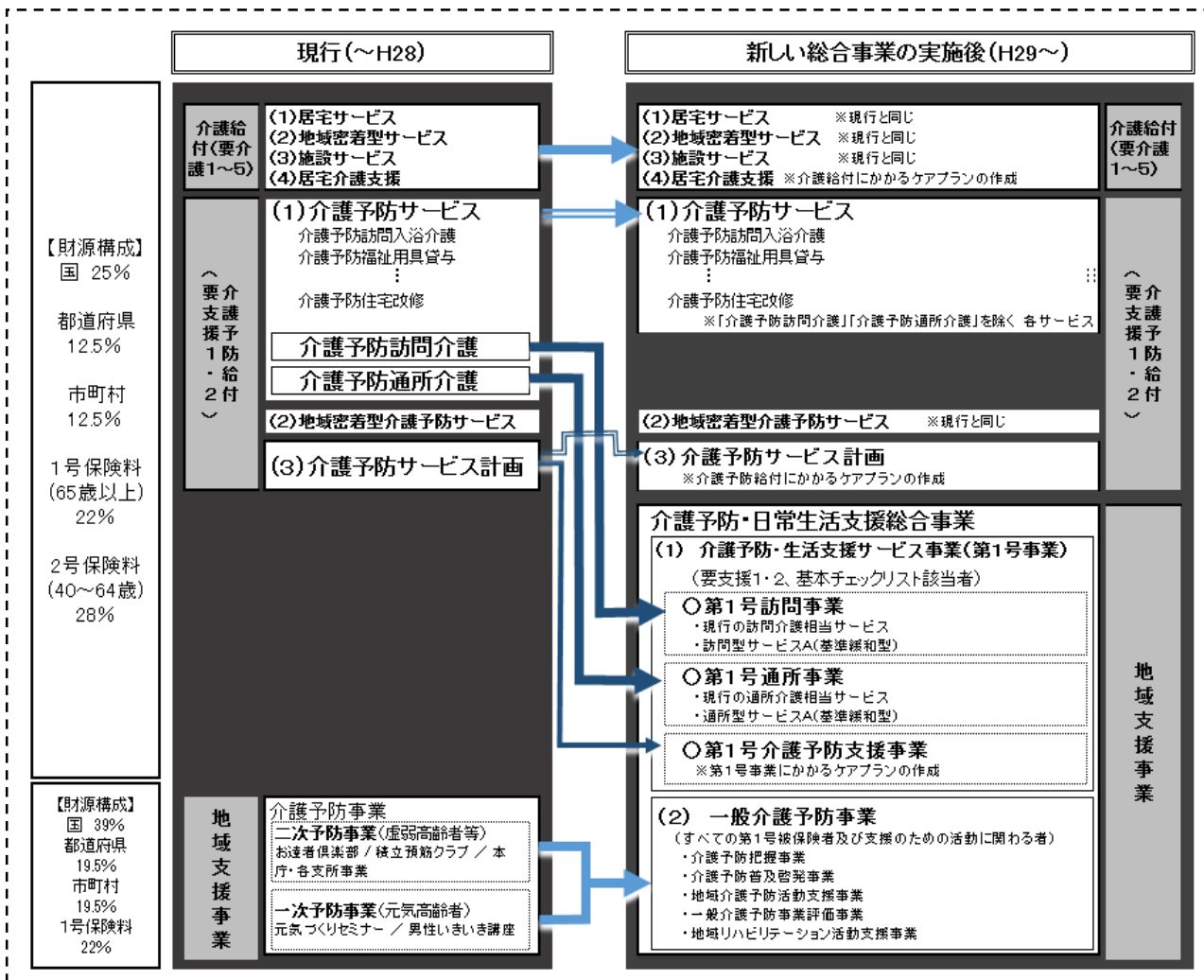
#### （2）第1号通所事業

- ア 介護予防通所サービス（類型：現行相当サービス）
- イ 社会参加通所サービス（類型：通所型サービスA[基準緩和型]）

#### （3）第1号介護予防支援事業

- 第1号介護予防支援事業（類型：介護予防ケアマネジメントA[現行同様]）

【参考：介護保険法改正後の庄原市の給付・事業等の構成】



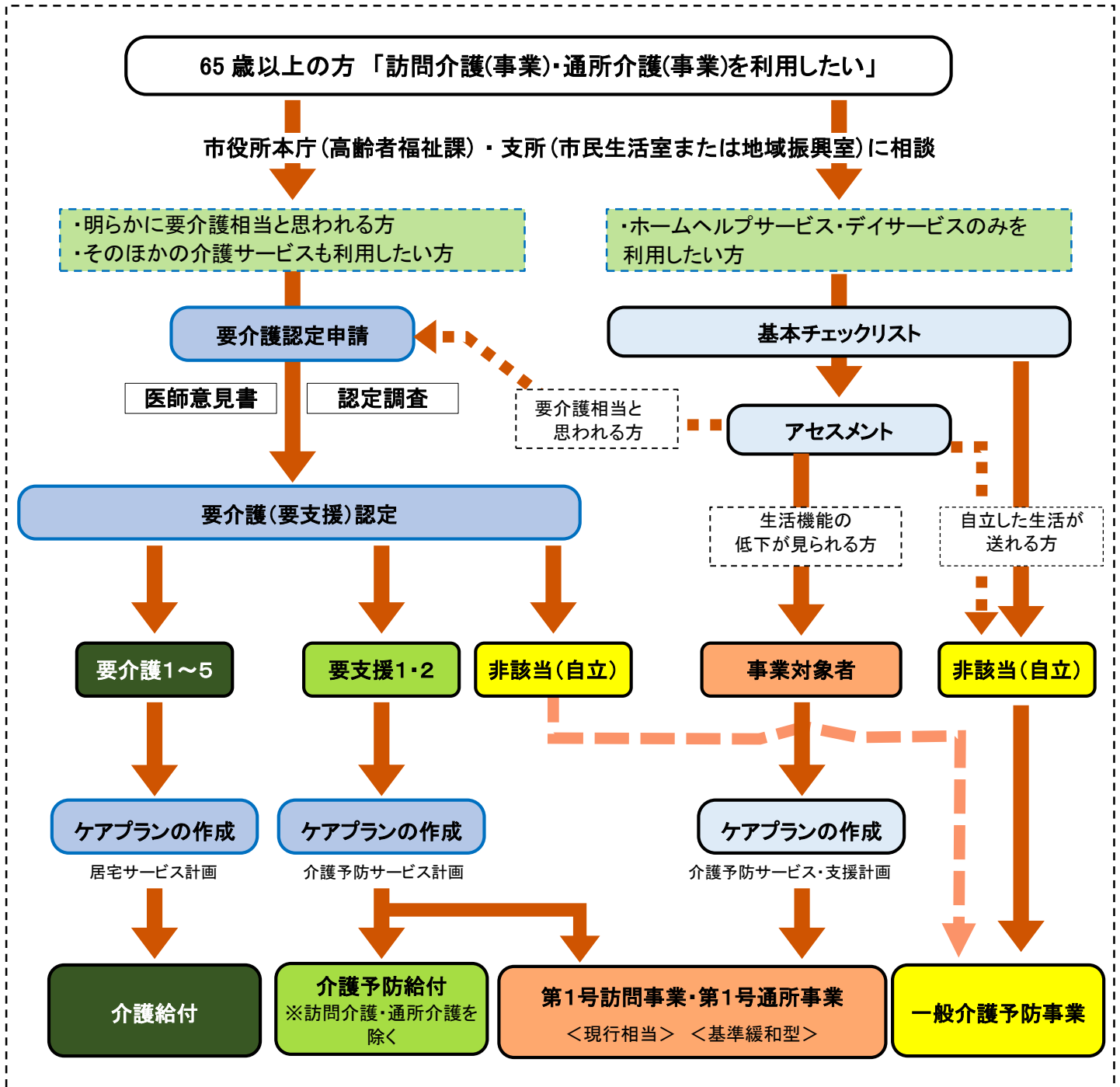
厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」を基に地域包括支援課作成

## 2. サービス事業の対象者

サービス事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者としてします。

- (1) 居宅要支援被保険者（要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの）
- (2) 事業対象者（厚生労働省告示で示された基本チェックリストの質問項目に対する回答を審査した結果、同告示の基準に該当する法第9条に規定する第1号被保険者）

【参考：訪問介護・通所介護利用の流れ図】



3. サービス事業ごとの内容、実施方法及びサービス事業に要する費用の額

※ 事業により違いがあるものに下線

(1) 第1号訪問事業

	ア 介護予防通所サービス (現行相当サービス)		イ 生活援助訪問サービス (基準緩和型)	
内容	訪問介護員による身体介護、生活援助		訪問介護員または一定の研修(*)修了者等による生活援助	
対象者	①要支援者等のうち、専門職による専門的な支援を必要とする者 ②要支援者等のうち、①に該当しないものの、地理、気候等により生活援助訪問サービスでの対応が困難な者		要支援者等のうち、介護予防訪問サービス(現行相当サービス)の対象者の要件に該当しない者	
実施方法	事業者指定※			
サービス事業に要する費用の額【月額】	所定単位 × 10円	週1回：11,680円 週2回：23,350円 週3回：37,040円(要支援1を除く) ※現行の単位数と同じ	所定単位 × 10円	週1回：9,350円 週2回：18,680円 週3回：29,640円(要支援1を除く) ※現行の単位数の約8割
	加算・減算あり		加算・減算あり	
備考	*「一定の研修」は市において実施する			

※ 介護保険法(法第115条の45の3～第115条の45の9)に、サービス事業(第1号事業)の指定事業者制度に係る規定があります。

(2) 第1号通所事業

	ア 介護予防通所サービス (現行相当サービス)		イ 社会参加通所サービス (基準緩和型)	
内容	専門職による現行の介護予防通所介護と同様の通所サービス		専門職及び一定の研修(*)受講者等により、生活機能の向上を目的として実施する通所サービス(機能訓練等を含まない)	
対象者	①要支援者等のうち、専門職による専門的な支援を必要とする者 ②要支援者等のうち、①に該当しないものの、地理、気候等により社会参加通所サービスでの対応が困難な者		要支援者等のうち、介護予防通所サービス(現行相当サービス)の対象者の要件に該当しない者	
実施方法	事業者指定			
サービス事業に要する費用の額【月額】	所定単位 × 10円	要支援1・週1回利用の事業対象者)Ⓐ： 16,470円 要支援2・週2回以上利用の事業対象者)Ⓑ： 33,770円 ※現行の単価と同じ	所定単位 × 10円	要支援1・週1回利用の事業対象者)Ⓐ： 13,180円 要支援2・週2回以上利用の事業対象者)Ⓑ： 27,020円 ※現行の単価の約8割
	加算・減算あり		加算・減算あり	
備考	*「一定の研修」は市において実施する			

### (3) 第1号介護予防支援事業

		第1号介護予防支援事業 (介護予防給付費の介護予防支援事業と同様のサービス)
内容		利用者の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、本人の選択に基づいた適切なサービスが提供されるよう、専門的な視点から必要なマネジメントを行う  アセスメント → ケアプラン原案作成 → サービス担当者会議 → 利用者への説明・同意 → ケアプラン確定 → モニタリング（毎月）＋給付管理（毎月） ※プラン期限 1年間 ※評価 6ヶ月ごと又はプラン変更時
実施方法		地域包括支援センター（直営）または居宅介護支援事業所（委託）
サービス事業に要する費用の額【月額】	所定単位×10円	4,300円
	加算	[初回加算] 3,000円 [介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算] 3,000円
備考		利用者負担なし

※ サービス事業とあわせてサービス事業以外の介護予防給付を受けようとする者に対しては、介護予防給付費の介護予防支援によるケアマネジメントを行います。

### (4) 利用する事業、利用回数及び利用時間

利用するサービス、利用回数及び利用時間は、第1号介護予防支援事業により作成する介護予防サービス・支援計画又は介護予防サービス計画により決定します。

## 4. 利用料

第1号訪問事業、第1号通所事業の利用料は、現行と同様に、サービス事業に要する費用の額の100分の10に相当する額とします。

ただし、法第59条の2本文に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者及び事業対象者（一定以上所得がある者）については、100分の20に相当する額とします。

## 5. 支給限度額

要支援状態等区分	介護予防サービス費等区分支給限度基準額
居宅要支援被保険者（要支援1）	50,030円 ※現行と同様
居宅要支援被保険者（要支援2）	104,730円 ※現行と同様
事業対象者	50,030円

※ 事業対象者が支給限度額を超えてサービスを利用する必要がある場合は、介護認定により要支援2を受けて利用いただきます。

**6. 高額介護予防サービス費等相当の支給** ※現行と同様

サービス事業の利用に係る利用者負担の家計に与える影響を考慮し、高額介護予防サービス費（法61条）及び高額医療合算介護予防サービス費（法第61条の2）の支給に相当する額を支給します。

**7. サービス事業に対する支給費** ※指定事業者に支給する事業費

（1）第1号訪問事業及び第1号通所事業については、サービス事業に要する費用の額の合計に100分の90を乗じた額。

ただし、法第59条の2本文に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等（一定以上所得がある者）については、「100分の90」とあるのは、「100分の80」とします。

（2）第1号介護予防支援事業については、上記で定める額に100分の100を乗じた額とします。

8. サービス事業の指定基準について

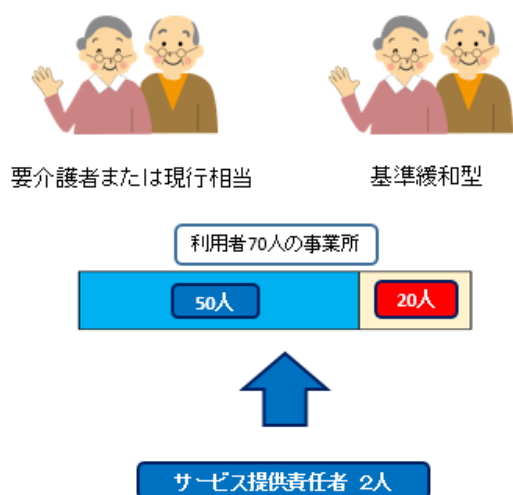
(1) 第1号訪問事業（介護予防訪問サービス・生活援助訪問サービス）

		ア 介護予防訪問サービス (現行相当サービス)	イ 生活援助訪問サービス (基準緩和型)
内容		訪問介護員による身体介護、生活援助	訪問介護員または一定の研修(*)修了者等による生活援助
実施方法		事業者指定	
指定基準	人員	<p>■管理者 常勤かつ専従1人以上 ※当該事業所の他の職務等と兼任可</p>	<p>■管理者 常勤かつ専従1人以上 ※当該事業所の他の職務等と兼任可</p>
		<p>■サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上</p> <p>【資格要件】 介護福祉士、実務者研修修了者または3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者</p>	<p>□訪問事業責任者 従事者のうち1人以上</p> <p>【資格要件】 従事者のうち市が指定する研修修了者を除く</p>
		<p>■訪問介護員等 常勤換算方法で2.5人以上</p> <p>【資格要件】 介護福祉士、実務者研修修了者または介護職員初任者研修修了者等</p>	<p>□従事者 必要数</p> <p>【資格要件】 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者または市が指定する研修修了者</p>
	<p>※指定介護予防訪問サービス事業者が、指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護を一体的に運営する場合は、指定訪問介護又は旧指定介護予防訪問介護の基準を満たせば、基準を満たしているものとみなす。 ※なお、指定介護予防訪問サービスの基準は、旧指定介護予防訪問介護と同じ基準</p>		<p>※指定生活援助訪問サービス事業者が、指定介護予防訪問サービス、指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護を一体的に運営する場合は、指定訪問介護又は旧指定介護予防訪問介護の基準を満たせば、基準を満たしているものとみなす。</p>
設備		<p>■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</p> <p>■必要な設備・備品</p>	
運営		<p>■個別サービス計画の作成</p> <p>■運営規定等の説明・同意</p> <p>■提供拒否の禁止</p> <p>■訪問介護員等の清潔の保持</p> <p>■訪問介護員等の健康状態の管理</p> <p>■秘密保持等</p> <p>■事故発生時の適切な対応</p> <p>■廃止・休止の届出と便宜の提供等</p>	<p>□必要に応じ、個別サービス計画の作成</p> <p>■運営規定等の説明・同意</p> <p>■提供拒否の禁止</p> <p>■従事者等の清潔の保持</p> <p>■従事者等の健康状態の管理</p> <p>■秘密保持</p> <p>■事故発生時の適切な対応</p> <p>■廃止・休止の届出と便宜の提供</p>
備考		*「一定の研修」は市において実施する	

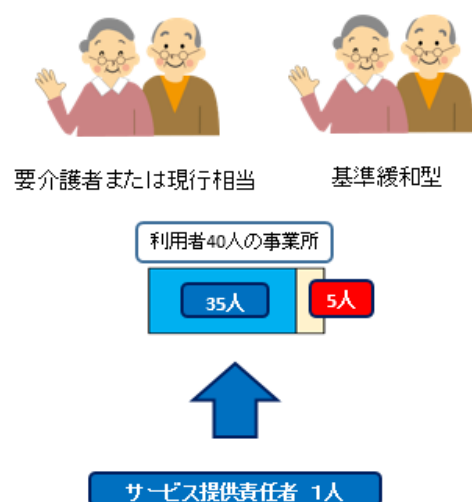
■訪問介護や訪問サービス（介護予防訪問サービス、生活援助訪問サービス）を一体的に行う場合の人員基準

(1) 一体型で行う責任者の配置例

< 例① > 利用者70人の事業所

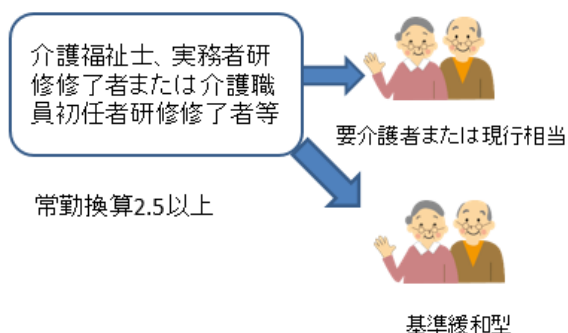


< 例② > 利用者40人の事業所

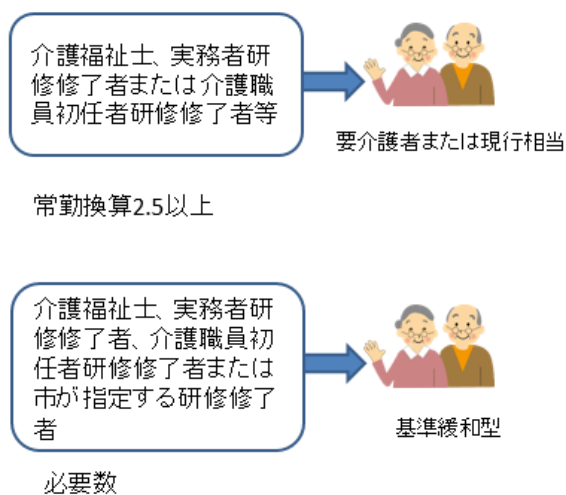


(2) 一体型で行う訪問介護員の配置例

ア 訪問介護員が生活援助訪問サービスの従事者を兼務する場合



イ 生活援助訪問サービスの従事者を別途配置する場合



※ 常勤換算に生活援助訪問サービス【基準緩和型サービス】の勤務時間を算定することはできません。

(2) 第1号通所事業（介護予防通所サービス・社会参加通所サービス）

		ア 介護予防通所サービス (現行相当サービス)	イ 社会参加通所サービス (基準緩和型)
<b>内容</b>		専門職による現行の介護予防通所介護と同様のサービス	専門職及び一定の研修(*)受講者等により、生活機能の向上を目的として実施する通所サービス（機能訓練等を含まない）
<b>指定基準</b>	<b>人員</b>	<p>■管理者 常勤かつ専従1人以上 ※当該事業所の他の職務等と兼任可</p> <p>■生活相談員 専従1人以上</p> <p>■看護職員 専従1人以上</p> <p>■介護職員 利用者15人まで 専従1人以上 15人を超えた場合は、<u>5人</u>またはその端数を増すごとに1人以上</p> <p>■機能訓練指導員 1人以上</p> <p>ただし、生活相談員または介護職員のうち1人以上は常勤</p> <p>※ 指定介護予防通所サービス事業者が、指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護を一体的に運営する場合は、指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は旧指定介護予防通所介護の基準を満たせば、基準を満たしているものとみなす。</p> <p>※ なお、指定介護予防通所サービスの基準は、旧指定介護予防通所介護と同じ基準</p>	<p>■管理者 常勤かつ専従1人以上 ※当該事業所の他の職務等と兼任可</p> <p>□従事者 利用者15人まで 専従1人以上 15人を超えた場合は、<u>10人</u>またはその端数を増すごとに1人以上</p> <p>ただし、従事者は常時2人以上従事させるものとし、そのうち1人以上が通所介護、介護予防通所介護または第1号通所事業のいずれかに通算3年以上従事した者であること</p> <p>また、従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務に従事することができる</p> <p>※ 指定社会参加通所サービス事業者が、指定介護予防通所サービス、指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定介護予防通所介護を一体的に運営する場合は、指定介護予防通所サービス、指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は旧指定介護予防通所介護の基準を満たせば、基準を満たしているものとみなす。</p>
	<b>設備</b>	<p>■食堂・機能訓練室 3㎡×利用定員以上</p> <p>■静養室・相談室・事務室</p> <p>■消火設備その他の非常災害に必要な設備</p> <p>■必要なその他の設備・備品</p>	<p>□サービスを提供するために必要な場所 3㎡×利用定員以上</p> <p>■消火設備その他の非常災害に必要な設備</p> <p>■必要なその他の設備・備品</p>
	<b>運営</b>	<p>■個別サービス計画の作成</p> <p>■運営規定等の説明・同意</p> <p>■提供拒否の禁止</p> <p>■従事者の清潔の保持・健康状態の管理</p> <p>■秘密保持等</p> <p>■事故発生時の適切な対応</p> <p>■廃止・休止の届出と便宜の提供 等</p>	<p>□必要に応じ、個別サービス計画の作成</p> <p>■運営規定等の説明・同意</p> <p>■提供拒否の禁止</p> <p>■従事者の清潔の保持・健康状態の管理</p> <p>■秘密保持等</p> <p>■事故発生時の適切な対応</p> <p>■廃止・休止の届出と便宜の提供等</p>
<b>備考</b>		*「一定の研修」は市において実施する	



## ■通所介護や通所サービスを一体的に行う場合の人員基準

### (1) 一体型で行う介護職員（従事者）配置例

